

安心ネットづくり促進協議会 会員規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人安心ネットづくり促進協議会定款（以下「定款」という。）第34条に基づき募集する会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 定款第35条に基づき、正会員又は賛助会員になろうとする者は、反社会的勢力に該当しないことについて誓約の上、理事会の承認を得ることにより、正会員又は賛助会員となるものとする。

2. 特別会員については、本法人からの特別会員としての入会の申し出を対象者が承諾したときに会員となるものとする。

(会費)

第3条 定款第36条に定める会費の取り扱いは次のとおりとし、新たな会計年度開始日から起算して3ヶ月以内を支払期限とする。

区分	会費額
第34条1項2号に定める正会員	口数1につき1の事業年度において50万円
第34条1項3号に定める賛助会員	口数1につき1の事業年度において5万円
第34条1項1号に定める特別会員	会費負担なし

2. 新たに会員となることの承認が10月1日以降にされた場合の会費額は前項に定める額の2分の1とする。

(会員の権利)

第4条 本法人の会員は、本法人で設置する委員会、作業部会、ワーキンググループその他の会議体に参加する権利を有する。ただし、当該会議体の設置に際し、理事会又は理事会の委任に基づき同会議体に参加資格を定めた場合は、その決定に従う。

(退会等)

第5条 定款第37条3項に定める会員の退会、資格喪失、除名などの措置は、次表のとおりとする

区分	取り扱い
賛助会員の退会	定款第7条に準じる
特別会員の退会	定款第7条に準じる
会員の資格喪失および除名	理事会の決定による（ただし、正会員については定款の定めに従う）

(除名等)

第5条 会員は、本法人の定款、諸規則及び提出した誓約書を遵守しなければならず、これに違反した場合、違反の程度により、理事会の決定にて、会員資格の停止、除名等の措置を講じられることがある。ただし、定款に別段の定めがある場合はこれに従うものとする。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議によるものとする。

2 この規則の改廃の効力は、改廃に関し会員に通知後、本法人のホームページにて公開された日に発生するものとする。